

比較政治学的観点から見た 「安保法制強行採決」の性格の考察

—理念型的な仮説概念としての
“リーガル・クー”概念の提案—

名 嘉 憲 夫 *

はじめに

2018年に『民主主義の死に方—二極化する政治が招く独裁への道』という衝撃的な本が、スティーブン・レビツキーとダニエル・ジブラットによって出版された。彼らは、多くの国において、憲法やそのほかの名目上の民主主義的制度は残ったまま国民は選挙を行い、選挙で選ばれた政治家たちが、民主主義の上辺を保ったまま、その中身を骨抜きにしていく過程を描き出した。軍事クーデターほど劇的でないものの、同じくらいの破壊力をもつ別の過程を経て民主主義が崩壊する状況である。彼らによると、民主主義がうまく機能し長く生き残るのは、憲法で成文化されていない民主主義の規範によって支えられているときである。それは、競い合う政党がお互いを正当なライバルとして受け入れるという「相互的寛容」と、組織の特権を行使するとき、政治家が節度をわきまえるべきである「自制心」であるが、その二つが失われるとき、深刻な社会的分裂と民主主義の機能不全が起こるといふ。⁽¹⁾

この数年間に立て続けに起こった「森友・加計学園」財務省文書改ざん問題、自衛隊日報隠ぺい問題、厚労省統計不正処理問題、文化庁による「表現の不自由展」への介入、「桜を見る会」の参加者名簿廃棄問題などをめぐる日本の政治状況をみると、鋭敏な観察者は、日本においても同様な事態が進行しつつあるのでないかと危ぶむであろう。現政権下で行われた集団的自衛権の法制化に関しても、憲法的手続きを踏まえないものとして、当時、憲法学者の間で深刻な疑義を引き起こした。2019年現在、全国の22の裁判所で「集団的自衛権違憲訴訟」が行われているのが、その証左である。

集団的自衛権に関する2014年7月1日の閣議決定から、2015年9月19日の安全保障関連法案の参院通過までの一連の安倍政権の行動は、マスメディアや野党政治家、元官僚、憲法学者を含む多くの人々によって、「民主主義的手続きの軽視」「憲法の無

* 社会科学研究所研究員、東洋英和女学院大学准教授（紛争解決論）

視」「立憲主義の破壊」「解釈改憲」「壊憲」「非立憲」「違憲行為」「立憲民主主義の破壊」など様々に表現された。2015年に入ると、「クーデター」という表現が現れるようになる。「クーデター改憲」（小西洋之）、「壊憲クーデター」（丸山重威）、「憲法クーデター」（仲宗根勇）などである。さらに、研究者の中で、石川健治（憲法学）が一連の出来事を「法学的にはクーデター」、小林正弥（公共哲学）が「憲政クーデター」、小林節（憲法学）も「静かなクーデター」と呼ぶようになり、政治学的な規定としてはより明確になった。

安保法制と集団的自衛権の「違憲性」については、これまで「憲法の解釈という法的な観点」からの研究がほとんどである（坂田雅裕 [2016]、浦田一郎 [2016]、長谷部泰男編 [2015]、長谷部泰男 [2016]、木村草太 [2015]、小西洋之 [2015]、奥平康弘・山口二郎編 [2014]）。いずれの著作も詳細に集団的自衛権法制化の違憲性を論じており、興味のある読者はそれらに当たることをお勧めする。本論文では、参議院平和安全法制特別委員会における「9.17 安保法制強行採決」の問題性を指摘した後、閣議決定から、参院通過までの一連の過程を、似たような歴史的事例と比較した比較政治学的観点からの概念化を試みる。衆議院平和安全法制特別委員会における採決（2015年7月15日）や衆議院本会議における採決（7月16日）、参議院本会議における採決（9月19日）ではなく、特に参議院平和安全法制特別委員会の採決（9月17日）の問題点を指摘した理由は、「強行採決」の“クーデター的性格”が明瞭に表れていると考えるからである。

研究の方法としては、まず1)「9.17 安保法制採決」についてのNHKおよび民放のテレビ放送、YouTubeの映像、新聞記事、福山哲郎・衆議院議員の参議員会館における口頭報告（2015年9月17日）と論文「強行「採決」—あの時参議院で何が起こったか」（『世界』2015年11月号）を参考にして、実際に何が起こったかを確認した。

参議院平和安全法制特別委員会における9月17日の法案採決は、以下の点で問題がある。①“特別委員会のメンバーではない与党の20人以上の議員”が、突如、委員会室になだれ込み、鴻池議長を取り囲んで採決が行われた。②法案を一つひとつ読みあげて採決し、また付帯決議についてもきちんと文言を読みあげて決議するという通常の採決手続きを踏まなかった。③未定稿議事録で「(発言する者多く、議場騒然、聴取不能)」とされていたのが、その後の「特別委員会議事録」では「(安全保障関連法制の) 質疑を終局した後、いずれも可決すべきものと決定した。なお、(安保法制

について)付帯決議を行った」と書かれた点である。弁護士有志メンバーの山中真人は、委員会採決は「法的に存在したとは評価できない」と指摘している。⁽²⁾

2) 次に、一連の過程に対する政治学者や憲法学者の解釈を紹介し、法理的な視点からの解釈を提示した。3) さらに、文献による歴史的事例の検討を行った。李承晩政権下の韓国議会における「四捨五入憲法改正」(1954年)、イスラエルのアリエル・シャロンによる「岩のドーム強行訪問後の選挙」(2001年)、日本における「天皇機関説事件/国体明徴声明」(1935年)の事例と、安保法制の経過を比較した。

3) 最後に、「革命」や「クーデター」による政権の獲得や憲法体制の変更を、安保法制の制定過程と比較し、論理的に検討された理念型な表を構成し提案した。理念型には、新たに「策動クー」(maneuver coup)と「リーガル・クー」(legal coup)という用語を、一種の仮説的概念として付け加えた。それでは、内容の検討に入ろう。

1. 閣議決定と強行採決を含む安保法制の法学的観点からの考察

2014年7月1日、安倍政権は集団的自衛権容認の閣議決定を行い、その後、その法制化に向かった。安保法制の議論の流れは、2015年6月4日の衆議院憲法審査会で参考人として呼ばれた3人の憲法学者が、「集団的自衛権は憲法違反である」と述べてから変わった。2015年8月、石川健治が「安倍政権は、国民に信を問うことなく、閣議決定により、[憲法の=筆者]法的連続性を切断してしまいました。国民もしくは大本の規範は動かないまま、政府レベルで法秩序の連続性の破壊が起こった場合を、法学的にはクーデターといいます。クーデターとは「法の破碎」の一種なのです。ですから7・1の出来事はクーデターです。国民が「革命」に動かないとわかると、今度は国民を置き去りにしてクーデターに走ったわけです」と述べた。⁽³⁾ さらに、小林正弥が次のように指摘している。

2014年夏の7月1日における集団的自衛権行使容認の閣議決定は、石川健治教授(東京大学)らの言うように「法的クーデター」であり「憲法クーデター」である。ただ、この法的クーデターに基づいて国家権力を行使するためには、立法行為が必要なので、政権は衆議院で強行採決を行い、ついに7・15事件を執行した。これは、議会での採決という点で政治的行為だから、「政治的クーデター」であり、憲政の伝統を覆すという点で「憲政クーデター」である。……

実際には、議会の審議で熟議してより良い法案を実現することはもともと政権

の念頭になかった。審議した外見を作って、クーデターを実現することが目標なのである。しかし、今の憲法においては二院制だから、参議院でも審議し議決する必要がある。参議院で議決するにせよ、それができずに衆議院で再議決するにせよ、法律を成立させることによって、この憲政クーデターは完結するのである。⁽⁴⁾

一方、ジュネーブ大学で日本史を教えるピエール・フランソワ・スイリは、「戦後ヨーロッパは、仏独を軸に欧州統合という不戦の仕組みを築いた。国をまたぐ制度がない極東は不安定だったが、日本は憲法で平和を確実なものにした。その中心である9条を骨抜きにする解釈変更は、平和憲法へのクーデターと言うほかありません」と述べている。⁽⁵⁾後に憲法学者の小林節は、集団的自衛権をめぐる安倍政権の決定を“権力者による「静かなクーデター」”と呼んでいる。普通のクーデターならば打倒される側である権力者が、自ら権力を用いて体制を破壊しているのは奇妙な構図であるが、やっていることは“憲法の停止”と“その憲法下にある体制の転覆”であるとする。⁽⁶⁾

これらの発言では、集団的自衛権をめぐる安倍政権の決定の本質が、最高法規である憲法の勝手な解釈による“非戦憲法体制”の実質的な破壊であること、つまり“法的なクーデター”であるとする見方は共通している。本来、憲法の改正によってしか行えない政策を、一内閣が勝手に一方的に行い、戦後68年間にわたって連綿と続いてきた“非戦体制という一つの憲法体制”が崩されたからである。しかし、今回の閣議決定と法案の衆院および参院通過が違法な“リーガル・クーデター”であると指摘されるにせよ、単なる比喻やアナロジーではない“政治学的概念”としても有効であるためには、さらなる検討が必要であろう。それでは次にその検討に移ろう。

2. 憲法体制の違法な変更の三つの形態：革命、クーデター、解釈改憲

“一つの全体的な法的体制”（すでに憲法が制定されている場合には、“一つの憲法体制”）が破壊される状況には、さまざま形態がある。一つの形態は、“広範囲の武装した民衆による下からの暴力的な蜂起”、つまり革命による破壊である。革命は、幅広い民衆の暴力的蜂起によって、比較的長い期間にわたる武装闘争を経て、既存の社会経済政治体制が、根本から覆され変えられるプロセスである。革命は、典型的には前近代社会から近代社会に移行する過程での、王朝国家に対する大規模な民衆の反乱という形をとる。もう一つの形態は、植民地からの独立革命という形での民衆反乱

である。

次の形態はクーデターである。「クーデター」という言葉は、フランス語の「*coup d'état*」、文字通り「国家への一撃」(blow of state)から来ており、日本語では「武力政変」と訳されたりする。英語では、わざわざ「*coup d'état*」と言わなくても、「*coup*」だけでクーデターを意味する。Oxford Dictionary of Englishを見ると、「a sudden, violent, and illegal seizure of power from a government」(突然の暴力的で非合法の、政府からの権力の強奪)と定義されている。通常これは、統治機構の一部である将官級の軍人が、軍隊の兵員を用いて時の政権を倒し、それによって“一つの憲法体制”を破壊する政治行動を指す。(もちろん、軍人だけでなく、政治家や官僚、民間結社のメンバーによる連携で行われることもある。)クーデターによって旧来の憲法が停止された後、しばしば政権側に都合のいい内容の新憲法が起草され、場合によっては議会での追認や国民投票によって新憲法が承認される。

尾鍋輝彦(1964)によると、クーデターは近代化の未熟な段階で起こりやすく、あまりに後進的なところでは発生しない現象であるという。独立国の形を整え、議会をもち、また多くの場合、憲法もすでに制定されている国であって、しかも議会が正常に機能していない国におこるものである。したがって、植民地では「反乱」は起ってもクーデターは起こらない。クーデターとは、議会政治が十分に発達していない国における現象で、自派の政権を一挙に打ち立てるために暴力によって政変を起こす行動である。この場合の暴力とは武装民衆から正規軍までを含めた武力一般であり、その行動は短時間で、多くの場合、首都などの比較的狭い地域で行われる。クーデターとは、議会政治というものが政治運営のありかたとされる時代に、それに違反した、既存の支配勢力の間における権力奪取行動である。⁽⁷⁾

“一つの憲法体制”を破壊する最新の形態は、「解釈改憲」であろう。この言葉は、考えてみれば奇妙な言葉である。法律である以上、一般法も含めて憲法の場合にも多少の解釈の余地はある。しかし、その解釈の余地を超えて、憲法体制の根幹を変えようとするれば、改憲しなければならない。これは一般の国内法の場合も同じであろう。従来法律解釈による法の適用が困難な場合、新たな法律を制定する以外に方法はない。したがって、「解釈改憲」というのは、本来「改憲」によってしかできない政策を、時の政権が条文を“自己の都合で勝手に解釈して、憲法改正と同じ内容の政策”を行おうとしている事態を指しているということである。しかし、これは「違法」であろう。⁽⁸⁾ 憲法の解釈は、その条文の内容と、長年にわたって積み重ねられた政府による

解釈、裁判所による判例、法学者による研究の蓄積によって、法律の解釈の範囲が定められているからである。これが「法的安定性」である。

集团的自衛権の行使についても同様のことが言える。しかし、圧倒的な数の憲法学者が「集团的自衛権の行使は違憲である」としているにもかかわらず、その法案を議会で成立させようとする政権の行動をどのような用語＝概念で表現すべきであろうか？⁽⁹⁾

3. 革命、クーデター、“策動クー”、“リーガル・クー”の理念型モデル

社会現象を、何らかの“共通尺度”でもって“歴史的視点”から比較し、論理的に整合性のある形で理解することは大切である。そうでないと、それらの社会現象は、ただ別々の時代や場所で起きた個別の事例にとどまってしまうであろう。本論文では、革命やクーデターに加え、「解釈改憲」を“法的クーデター”（リーガル・クーデターもしくは“リーガル・クー”）という造語で表現し、さらに集团的自衛権の閣議決定から衆議院の解散・総選挙、参議院本会議での法案通過までの一連の過程を“策動クー”という造語で表現して、比較検討した。通常、クーデターと合法的な政治行動の区別は、暴力の行使が行われるかどうかである。したがって、本稿では誤解を招きかねない「クーデター」ではなく、「クー」という用語を用いている。しかし、その両方が“一つの憲法体制を破壊する違法な政治行動”であるという点では共通性がある。ちなみに、Oxford Advanced Learner's Dictionaryによると、「coup」の意味について「(also coup d'état) a sudden change of government that is illegal and often violent」〔(またクーデター) 違法でしばしば暴力的な、突然の政府の変更〕と定義している。つまり、“違法でしばしば暴力的な”と表現によって、暴力を伴わない場合もありうるということを示唆している。

革命は、ある一つの社会体制や憲法体制を根底から覆すための大規模な暴力を行使する現象である。革命的な変化は、数年にわたる内乱や内戦を伴い破壊や殺傷の範囲や程度も大きい。したがって、その違法性や暴力性のレベルは高い。フランス革命やロシア革命、中国革命など、数十万人の死者を出した「大革命」のほか、領邦国家の武力と民衆争乱が結びついた明治維新タイプの革命もある。(明治維新の死者は、約7000人～1万人程度である。)

クーデターは、ある一つの憲法体制にたいして、限られた暴力でもって限られたターゲットを攻撃するという形で行われる。猪口孝によると、通常は、首都の大統領府(首

相府)、空港、放送局、銀行などが、決起部隊の最低限の攻撃目標になる。クーデターを成功させるためには、①軍隊の動員（と一部の中立化）と、②主要国家の支持ないし支持的共謀を基礎に、大統領府の占領、空港の掌握、放送局の掌握、銀行の掌握が必要になる。⁽¹⁰⁾ 多くのクーデターでは、それらのターゲットのほかに、政党の本部や警察署、新聞社、発電所、主要駅、幹線道路の占拠なども行われている。一般的にクーデターでは、政治家や政府高官、警備員への殺傷行為は最低限で、数人から数十人とどまることが多い。したがって、違法性や暴力性のレベルは中低度と考えることができる。

別の形態のクーデターもある。尾鍋は、「ナチスの独裁政治は、短時間のクーデターで実現したものではない。合法的な手続きもふんでいいる。しかし、それは、ふつうの短時間のクーデターと同じく、暴力をとまなっている。なしくずしのクーデターがおこなわれたといえよう」と述べている。⁽¹¹⁾ 確かに、1932年11月の国会選挙から1933年1月のヒトラーの首班指名、議会の解散、国会議事堂放火事件の惹起、大統領緊急令の発動、数千人の政敵の逮捕と街頭での暴力的衝突を伴う3月の国会選挙に至る一連の過程は、尾鍋の言うように“なし崩しクーデター”であり、さらに授権法の成立は、“なし崩しクーデター政権”によるワイマール憲法の空文化もしくは形骸化であるといえる。石田勇治も指摘しているように、ナチスが「合法的に政権を取った」というのは、ナチスのプロパガンダを引きずった誤った理解なのである。⁽¹²⁾

それでは、理念型的な仮説概念としての“策動クー”と“リーガル・クー”について検討したい。ここでは二人の法学者の知見を参考にして、“策動クー”と“リーガル・クー”の理念型について考えてみたい。石川健治によると、統治システムは、「権限」「責任」「地位」「コントロール」という四層で構成されている。さらに、“対抗役割”（コントラ・ロール）として、国会や野党、地方政府、内閣法制局、世論、メディアなどもある。それらが、内からも外からも内閣が暴走しないように多重的にコントロールしている。ところが、安倍政権は本来コントロールを受ける立場にありながら、自分から対抗的な存在に圧力をかけたり、潰しにかかっている。権力の行使に関して、2014年12月の衆議院解散権の行使は、目的やタイミングについて疑問が残り、また磯崎・首相補佐官の「憲法改正を国民に一回味わってもらおう」といった発言など、権力の目的外使用が目立つ。本来の目的以外の他事考慮あるいは不法の動機による権力行使を、権力の「濫用」と呼ぶが、それが違憲・違法であることは公法学の常識である。安倍政権が憲法改正を定める九六条を法律によって変えようとした策謀は、法学

的には革命の教唆である。法学的には、憲法制定権力としての国民そのものが動いたり、憲法の大本にある規範が動くことで法秩序の連続性が切断される事態を「法の破砕」という。憲法の条文を改正する手続きを定める条文は、既存の憲法典の秩序構造のなかで、他のすべての条文よりも高い地位にある。したがって、それを壊す行為は、憲法全体を転覆させる行為である、と石川は述べる。⁽¹³⁾ 石川は、別の論文で2014年11月21日のいわゆる「アベノミクス解散」について、「他事考慮による解散権の濫用であって、違憲だと評することは可能であ[る]」としている。⁽¹⁴⁾

藤田宙靖は、石川の見解に必ずしも賛同しないものの、法的判断が必要とされる状況について、次のような事態があることは認める。「一つ一つの行為を取って見れば必ずしも違法でないように見えても、それらが組み合わされて展開されている一連のプロセスないし全体の流れとの関連を見ると、当該の行為は違法と評価されざるを得ないのではないか、という問題は、行政法の分野ではしばしば論じられてきた。……背後にある本来の政策的狙いと選択された法形式との乖離であって、広い意味での「権限の濫用」である。」⁽¹⁵⁾ ちなみに、藤田は、「時の政権が憲法九条改正の憲法上の手続きを採らず、(内閣法制局長官の首をすげ替えてまで)内閣法制局に九条についての従来の解釈を変えさせた上で、従来の政府解釈を変更する閣議決定を行い、それに基つき従来の法制の改正案を国会に提案する、という事態…が現出するということは、多くの憲法学者にとって、恐らく想定外のことであった…。今回の事態は、すなわち安倍政権による上記のような所作が、「立憲主義」を前提とする憲法学者の想定を超える程に「非常識」な政治行動であった…。」とも述べている。⁽¹⁶⁾ しかし、その“「非常識」な政治行動”とは何か、政治学的に明確にする必要はある。

“策動クー”というのは、まさに政治家や政権与党、官僚による「一つ一つの行為を取って見れば必ずしも違法でないように見えても、それらが組み合わされて展開されている一連のプロセス、ないし全体の流れとの関連を見ると、当該の行為は違法と評価されざるを得ない」政治行動を意味する。石川の指摘に従うと、“他事考慮や不法動機による権力の濫用による政権獲得”である。したがって、これは単なる陰謀ではなく、一連の政治行動である。これにも二種類あって、①政治家による街頭での挑発や策動によって生まれた“外国との緊張”や“国内の混乱”を意図的に利用した選挙による政権獲得と、②政権与党による様々な策動やそれと結託した官僚による職権の濫用など、一連の脱法行動を積み重ねた“全体として違法ななし崩し策動行動”があると考えられる。

前者の例がイスラエルのシャロンによる「岩のドーム強行訪問後の選挙」(2001年)である。イスラエルの首相バラックがパレスチナ解放機構のアラファト議長と和平交渉を重ねていたさなかの2000年9月28日、シャロンは1000人以上の護衛を引き連れてエルサレムの「岩のドーム」を訪問した。そこで「エルサレムはすべてイスラエルのものだ」と宣言した。この挑発行為に、パレスチナ人は投石で応じ「アルアクサ・インティファダ(民衆蜂起)」が始まり、イスラエルとパレスチナの関係は急速に悪化した。2001年にバラックはいったん辞任し、前倒し首相選を行ったが、選挙でシャロンに敗れてしまった。「シャロンはパレスチナやアラブ諸国が自らの敵意を表すように仕向けた。それによって、国内における自らの求心力を強化した」。そして選挙に勝ち政権を取ったのである。⁽¹⁷⁾

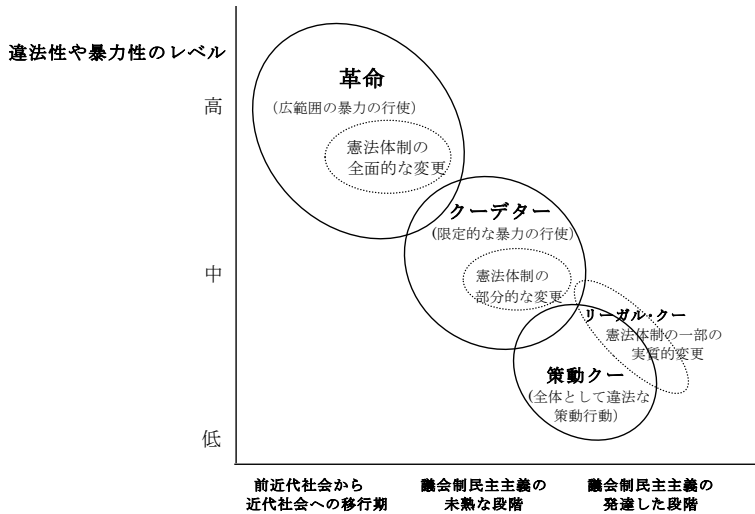
2012年4月、石原都知事はアメリカのヘリテージ財団で「尖閣諸島購入発言」を行った。石原氏の尖閣諸島購入の動きに危機感を抱いた野田政権は、久場島を含む三島の民有地を政府が買い上げて国有地とすると決定した。野田政権による尖閣諸島国有地化政策により、9月以降、中国では100カ所近くの都市で数万人にもものぼる反日デモが起こった。急遽、新党を結成した石原都知事は、自らが引き起こした国内外の緊張や混乱を利用し、おりしも失政を重ねて追いつめられた民主党政権の解散総選挙に乗じて、「改憲勢力」の国会進出を図った。結果的に、自らの政党が政権を握ったり、自分が首相になるといったことは実現できずに、“策動クー”は失敗に終わった。しかし、ちょうど皇道派による二・二六事件の反乱を鎮圧した統制派が、その機会を利用していったように、選挙に勝った安倍政権は自らの“非立憲的政策”の実現にまい進する。

2012年12月26日の第2次安倍政権成立以降、集团的自衛権に関する2014年7月1日の閣議決定、2014年12月総選挙、2015年9月の安全保障関連法案の参院通過、2017年10月の総選挙にいたる一連の政権の行動には、以下の特徴がある。①首相の解散権の濫用、②臨時国会召集についての憲法規定の無視⁽¹⁸⁾、③政権に都合のいい憲法解釈を行う“政治的にバイアスのかかった”内閣法制局長官の任命、④高い独立性を保つべき中央銀行の総裁への政府寄り政策を志向する人物の任命、⑤公共放送(NHK)に対する政権寄りの人物の指名、⑥個別の報道内容を口実にしてのマスメディアへの圧力、⑦国民への情報操作や争点隠し、⑦違憲状態の選挙制度の意図的利用、さらに⑧自国の国会における事前の手続きを無視して、外国の議会において集团的自

衛権の法制化を約束する政治手法など⁽¹⁹⁾、一連の行動を見ると、いわゆる「策謀」の域を超えて“クーデター的な策動”と呼ぶべきものにみえる。一つ一つの行動は必ずしも違法といえず、せいぜい脱法的と指摘されるかもしれないが、他事考慮と不法動機に基づいた権力の濫用による“違法ななし崩し策動”と概念化できるのではないだろうか。

したがって、この“クーデター的な策動”を政治学的概念として表すために、「策動」という言葉に、「一撃」という意味の「クー」を付け加えて「策動クー」（もしくは「サクドー・クー」）、英語では「策動」という意味の「maneuver」と「coup」を合成して、「maneuver coup」という造語を提案してみたい。以上のような様々な革命やクーデター、“違法ななし崩し策動”、そして違法な解釈改憲の事例研究の後、次のような理論的枠組みで理念型の構成を試みた。まず通常の“選挙を通じた政権の獲得”やある政策を実現するための“法案の通過”が、合法的（合憲的）になされる場合を基準にする。そうでない場合の政権の獲得や法案の通過を、「違法」「違憲」と特徴づける。これは、政権獲得や立法に当たっての“暴力性”のレベルにも関係してくる。次に違法性や暴力性のレベルを、「高」「中」「低」の3つのレベルに分ける。最後に、革命とクーデター、“策動クー”、“リーガル・クー”の「理念型」を、違法性の重大さや暴力性の「高」「中」「低」の3つのレベルに対応させて論理的に構成する。図1と表1は、比較研究の結果構成された「理念型モデル」である。

図1. 革命、クーデター、“策動クー”、“リーガル・クー”の主な発生時期と違法性や暴力性のレベルの関係の理念型モデル



“策動クー”は、議会政治が発展したとみなされてきた 21 世紀の日本で起こった最新の政治現象である。歴史の中での理念的な位置づけは、図 1 のなかでは右側の下の楕円の部分に分類されるだろう。19 世紀や 20 世紀に起きたクーデターと比べると、武力を用いていないので「違法性」のレベルは相対的に低い。しかし、依然として“一つの憲法体制”を破壊しようとする違法なものであることには変わりはない。立憲民主主義が発展すると、通常、暴力によって憲法体制を変えようとする試みはなされなくなる。社会全体の教育や知識のレベルが高まり、国民やメディアによる政治への監視も強まるからである。結果として、議会政治における暴力の行使の可能性はほとんどなくなる。代わって現れたのが、このようなタイプの“一見、違法に見えない策動”による政権獲得である。

表 1. 様々な違法な政権獲得の方法と、憲法体制の変更の比較類型（理念型モデル）

違法な政権獲得と 違法な憲法体制の変更	政権獲得の方法	憲法体制の変更の方法
<p>革命 (revolution)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広範囲の民衆の参加による大規模な暴力蜂起（フランス革命、ロシア革命、中国革命） ・領邦国家の武力と民衆争乱が結びついた反乱（明治維新） 	<p>革命政権による全面的な体制変更を示した新憲法の発布</p>
<p>クーデター (coup d'etat)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・軍部や政権の一部、政治結社などによる政権獲得を目的とした中規模の武力行使（ナポレオンのクーデター、ムッソリーニのローマ進軍、ヒトラーのミュンヘン一揆 [失敗]、陸軍皇道派による 2・26 事件 [失敗]） ・政権党や内閣による権力の濫用や、街頭における民兵の暴力行動、在郷軍人会の脅迫活動、放火事件、緊急事態法の発動、政敵の逮捕、反乱の鎮圧などを利用した“なし崩しクーデター”（1933 年 3 月のヒトラーの政権獲得、1936 年の陸軍統制派による皇道派の鎮圧・粛清（なし崩しカウンター・クーデター）と軍部大臣現役武官制の復活を利用した軍部主導権の確立） 	<p>クーデター政権による部分的な体制変更を示した改正憲法の議会通過</p> <p>ドイツでの授権法（全権委任法）、日本での国家総動員法などによる憲法の形骸化や空文化</p> <p>←（天皇機関説事件 / 国体明徴声明）</p>
<p>策動クー (マヌーヴァ・クー) (maneuver coup)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政治家の街頭での挑発や策動による外国との緊張の激化や国内での混乱を利用した“策動選挙”（2011 年のシャロンの政権獲得、2012 年 4 月の石原都知事の策動とそれに連動した 12 月衆議院選挙 [失敗]） ・政権党や官僚の他事考慮や不法動機に基づいた権力の濫用による違法な“なし崩し策動行動”（首相の解散権の濫用、内閣法制局への政治的介入、臨時国会召集についての憲法規定の無視、中央銀行の独立性の弱化、公共放送の政権寄り人事、マスメディアへの圧力や威嚇、国民への情報操作や争点隠し、違憲状態の選挙区制度の意図の利用などを巧妙に組み合わせた“全体として違法な策動行動”） <p>（2014 年 12 月衆議院選挙、2017 年 10 月の衆議院選挙）</p>	<p>“リーガル・クー” (legal coup)</p> <p>政権与党や議会内多数派による違法な憲法解釈の強要、違憲な法令の強行採決、公文書の操作・改ざんなどの一連の行動による憲法の一部の実質的な変更。</p> <p>（李承晩による四捨五入改憲、安倍政権による 2015 年 9・17 安保法制強行採決）</p>

～様々なレベルの脱法的な政権獲得と、脱法的な憲法体制の変更～		
*合法的な政権獲得と合法的な憲法体制の変更の方法	法の手続きにしたがった、公正で平穏な選挙と投票行動	憲法の改正手続きにしたがった、合法的な憲法改正
*合法的で、より正当な政権獲得と、合法的で、より正当な憲法体制の変更の方法	法の手続きにしたがい、政策についての十分な情報公開と議論をつくした、公正で平穏な選挙と投票行動	憲法の改正手続きにしたがい、政策についての十分な情報公開と議論をつくした、合法的な憲法改正

“リーガル・クー”は、政権与党や議会内多数派による違法な憲法解釈の強要、違憲な法令の強行採決、公文書の操作改ざんなどの一連の行動による“憲法の一部の実質的な変更”を意味する。1935年の天皇機関説事件/国体明徴声明、1954年の李承晩による「四捨五入改憲」、そして2015年の安倍政権による「9・17安保法強制採決」がそれに当たる。しかし、それらは「違憲・違法行為」ではあるが、暴力的な行動は行われていない。それらの行動は、ただ議会における多数派を使って、違憲立法を押し通そうとしているだけである。しかしながら、通常の個別の違憲立法とは違い、戦後積み重ねてきた“非戦という憲法体制の根幹”を破壊する行動であるがゆえに、“法的にはクーデター”と概念化される。

歴史的には、1954年に行われた韓国における憲法改正の騒動が、“リーガル・クー”の先駆けであろう。1954年当時の韓国憲法では、大統領の任期は2期までで3選はできないことになっていた。しかし、李承晩と彼の与党である自由党は「初代大統領にかぎって3選禁止規定を撤廃する」という改憲案を議会に提出した。議会における投票では、203人の議員中、賛成が135票、反対が60票、棄権7票、無効票1票という結果になった。可決には議会の3分の2である135.33票以上の136票が必要であった。したがって、この場合、通常は1票差で憲法改正案が否決されるはずである。しかし、李承晩派の国会議長は、135.33票とは“社会通念上の概念である四捨五入”を用いれば135票であり、改憲に必要な3分の2を超えているとして改憲案の可決を宣言した。⁽²⁰⁾ これなどは、「議長権限」というものをどこまで解釈しているのかという問題は残るものの、総得票数の3分の2についての通常理解を無視し、勝手に解釈して憲法改正を行っているという点では、“リーガル・クー”の一種であろう。

日本の安保法制の制定に関して、国際刑事法を専門とする高山佳奈子は、「安全保障関連法案に反対する学者の会」の記者会見で、「私の所属する国際刑事法学会の外

国の会員のなかには、日本が集団的自衛権を行使してアメリカと協力するのは良いことだと考える方もいる。しかし、それを憲法の解釈の変更という形で行うことに賛成する人は誰もいない」と述べた。⁽²¹⁾ 安倍政権の集団的自衛権解釈の問題点は、ドイツの事例と比較すれば明瞭である。1990年に起きた湾岸戦争の後、コール首相はドイツ国防軍をNATO軍の一環として域外(アフガニスタン)に派遣する政策に転じた。しかし、その政策は、外国への侵略行為を禁止するドイツ基本法(憲法)に抵触する可能性があった。この海外派兵の問題は憲法裁判所で審理され、「議会の承認」という一定の条件付きで認められた。つまり、ドイツの場合、憲法の規定と海外派兵という現実の政策の整合性について、一応「法的な問題」はクリアされているのである。

一方、日本の場合は、様々な策動行動や脱法行動を組み合わせた“全体として違法な”策動クーによる政権の獲得や、議会における多数派を背景にした“リーガル・クー”によって、安保法制が成立させられた。様々な策動行為や脱法行為を積み重ねて政権を獲得し、詭弁を用いて強行採決を行い、事後に一種の議事録の改ざんのような形で“憲法体制の否定・変更”が行われたのである。

しかしながら、安倍政権による策動クーとリーガル・クーの順序関係については、今後さらなる研究が必要であろう。石川は、2014年7月の閣議決定と2014年12月の安倍政権による政権獲得を「法的なクーデター」と呼んでいる。筆者の見方では、閣議決定は「策動クー」の始まりであり、2014年の衆議院総選挙による政権獲得と2017年12月の衆議院総選挙による政権維持の全過程が、なし崩しに行われた“なし崩し策動クー”である。2015年の9・17強行採決は、それ自体に焦点を当てれば「リーガル・クー」であるというものである。しかし、一連の違法な出来事が、2015年の9・17強行採決の「リーガル・クー」でもって始まり、2017年6月15日の脱法的な「中間報告」による参議院での「共謀罪」の成立、野党の臨時国会召集要求の三か月にわたる無視、9月の臨時国会冒頭解散と10月の総選挙による政権維持まで続いたと考え、その全過程を、「策動クー」と考える見方も可能であろう。これらの一連の過程に関して、憲法学者の樋口陽一は次のように述べている。「歴史の常を考えると、クーデターというのは、軍隊など実力部隊の戦力を背景に、政府を制圧して非常事態宣言を出したりして、憲法を停止して、そこからクーデター派の独裁がはじまるわけです。安倍政権の場合は逆に、権力を掌握して独裁的に国会運営をして、実質的に憲法停止状態をつくってしまうということになっている」と指摘している。⁽²²⁾

4. 日本の戦前における“リーガル・クー”の事例：「天皇機関説事件 / 国体明徴声明」

日本の戦前における“リーガル・クー”の事例として、1935年に起きた「天皇機関説事件 / 国体明徴声明」の事例が考えられる。安倍政権による集団的自衛権の法律化と天皇機関説事件の類似性については、すでに複数の研究者によって指摘されている。⁽²³⁾ この事件の事実に経緯については、宮沢俊義（1970）をはじめとして、山崎雅弘（2017）など、すでに多くの研究者によって詳細が明らかにされている。まず国会の中で、議員たちによって「実質的に憲法の変更状態」（リーガル・クー）が開始され、圧力にさらされた当時の政府みずからが憲法の解釈を変え、軍部の一部の急進派による決起が抑えられ、結果として“なし崩しクーデター”が成功した例が「天皇機関説事件 / 国体明徴声明」をめぐる一連の過程である。

「天皇機関説事件 / 国体明徴声明」が、明治憲法体制における重要な転換点であることも、研究者の間では合意がある。しかしながら、事件の性格については幾つかの見方がある。山崎は、「天皇機関説の排撃により、日本における立憲主義は実質的にその機能を停止し [た]」と述べている。⁽²⁴⁾ 1939年当時、司法省の検事であった玉沢光三郎は、国体明徴事件について次のように述べている。「昭和十年の第六十七議会に於ける論議に始まった所謂天皇機関説排撃運動は遼原の焰の如く全国に波及し、重大な社会問題政治問題となり単純な学説排撃運動の域を脱して所謂重臣ブロック排撃、岡田内閣打倒運動へと進展し、「合法無血のクーデター」と評される程、稀に見る成果を改め革新運動史上に於ける一時代を劃したものであった。」⁽²⁵⁾

三谷太郎（1997）は、天皇機関説事件によって失われたものは、明治憲法体制の根幹に係わるものであったとしている。「天皇機関説事件は、事実として、「国体」によって「政体」の変革をもたらした「合法無血のクーデター」であった。そして「合法無血のクーデター」の後に二・二六事件という非合法流血のクーデターが続いたのである。これによって明治憲法体制における「憲法改正」が決定的となった。……特定の学説を政府が禁止することによって、…「自由」を抹殺し・実質的意味における「憲法改正」をもたらしたのが、天皇機関説事件であった。」⁽²⁶⁾

増田知子（1999）は、「岡田内閣は〔天皇機関説＝筆者〕排撃運動が、天皇主権と国家主権の並立を理論化した体制学説の否定に及ぶのを防ぎ止めることに失敗した。排撃運動側は、現実の権力の奪取はならなかったが、国家主権を否定し、超国家主義者による国体憲法論を挙国一致内閣に受けさせることに成功した。国家主権と天皇主

権の並立のもとで展開されてきた立憲君主制側は、これによって崩壊したのである」と述べている。⁽²⁷⁾

筆者の見方は次の通りである。天皇機関説事件 / 国体明徴声明は、国家主義者で枢密院副議長の平沼騏一郎、軍部・皇道派の首領・真崎甚三郎教育総監、軍人出身議員である菊池武夫や井上清純、政友会総裁の鈴木喜三郎らが互いに連絡を取りつつ、民間右翼団体や在郷軍人会などの組織と結んで、明治憲法の立憲主義的側面に依拠した穏健派の岡田内閣の倒閣と宮中の自由主義的な重臣排除を目指したものである。これらの国家主義者たちは、岡田内閣の倒閣そのものには成功しなかったものの、1935年の12月に内大臣・牧野伸顕、1936年1月に法制局長官・金森徳次郎の更迭には成功した。(1935年の段階では枢密院議長の一木徳次郎を辞表提出まで追いつめ、1936年には辞職させた。) 天皇機関説排撃運動側は、衆議院と貴族院による天皇機関説排撃の決議、真崎による全軍に対する訓示、政府による1935年の8月と10月の二度にわたる「国体明徴声明」の宣言をださせることによって、今井清一の表現を借りると、「軍をふくめた官僚組織が国体の名において、軍や政府に同調しない異説や異分子を排除して…民主主義、自由主義の息の根をとめ」ることに成功した。⁽²⁸⁾

しかしながら、天皇機関説事件 / 国体明徴声明の性格付けとして、「リーガル・クー」と「策動クー的行動」の結合した「法的・政治クーデター的な策動行動」といった表現が適切に思える。より正確に言えば「リーガル・クーに先導された政治的クーデターの試み」(an attempt of legal coup-guided political coup)であろう。その理由として、4点を挙げたい。①この事件は明治憲法の“立憲的側面”を破壊して、それ以降、明治憲法の「神権的・絶対的な天皇主権」の解釈以外の解釈を許さなくさせた。②しかもそれは、議会の決議や、政府声明、軍部の訓示といった広義の制度的手続きを伴っていた。③皇道派と統制派という軍内部の派閥争いはあったにせよ、議会外での右翼の政治運動やテロ活動と連動し、軍部主導政府の樹立という目標を共有した軍部と議会政治家が共謀して進めたこと。④牧野伸顕内大臣と金森徳次郎法制局長官の更迭という排撃側の目標は達成したものの、岡田政権の打倒には成功しなかったからである。

しかしながら、「法的・政治クーデター的な策動行動」といっても、まだ明治憲法体制の完全な崩壊や骨抜きまでは至っていない。明治憲法の一部をいわば“破壊した”にすぎない。明治憲法の「実質的改憲」が実現するのは、1936年の二・二六事件後の統制派による“軍部大臣現役武官制”復活後の、上からの「なし崩しクーデター」(もしくは、皇道派の武力クーデター決起に対する上からの「なし崩しカウンター・クー

デー)である。二・二六事件後の「軍部大臣現役武官制」の復活と、「国家総動員法」の制定、その他の制度的変更によって、明治憲法の「実質的改憲」は実現した。その経過を今井清一は次のように表現している。

二・二六事件ののちには、「国体明徴」の具体的な措置がつぎつぎにとられた。四月には対外文書にこれまで「日本帝国」「日本国皇帝」としてのしたのを、「大日本帝国」「大日本帝国天皇」と改めた。10月には文相を会長に、西田幾多郎以下の委員をあつめた教学刷新評議会で、「我が国に於いては、祭祀と政治と教学とはその根本に於いて一体不可分にして三者相離れざるを以て本旨とす」という調子の答申が出された。翌年三月には文部省から『国体の本義』が配布された。そこでわが国体は神勅にもとづく世界無比のもので、「我等臣民は西洋諸国に於ける所謂人民と全くその本性を異にして」「その声明と活動の源を常に天皇に仰ぎ奉る」として美濃部が強調してきた国民の権利はまったく否定された。

憲法にある臣民権利義務や帝国議会の規定も、西洋諸国のように人民の権利擁護のため、ないしは人民の代表機関であるのではなく、ただ天皇親政を翼賛せしめるために設けられたものにすぎないとされた。⁽²⁹⁾

このようにして、「天皇主権」と同時に、不十分ながら“君主の権力の制限”と“臣民の権利の保護”をも目的とする明治憲法は形骸化され、実質的に改憲された。最終的に1938年の「国家総動員法」によって、政府が勅令によって自由に法令を作ることが可能になった。法律を作る議会の役目はこれで消滅し、明治憲法はこれで実質的に死滅させられたのである。戦前の日本帝国憲法は一度も改正されなかった。それにもかかわらず、その憲法が想定し実現しようとした“一つの憲法体制”が、1935年以降、根本的に変わったのである。

おわりに

先進国における“憲法体制の破壊”には、かつてのようなあからさまな武力は必要ない。まず、政治家による様々な策動や巧妙な情報操作、官僚による権限の濫用、“違憲状態の一票の格差”を含む歪んだ選挙区制度の乱用などの組み合わせによって「議会における多数派」を形成する。そのようにして作られた「議会における多数派」による“法的詭弁”と“強行採決”、“議事録の操作改ざん”を結びつけた一連の行動によっ

ても、憲法体制の変更は可能になる。

「策動クー」と「リーガル・クー」は、必ずしも連続して起きる必要はない。ひとつの憲法体制の破壊を目指すような政党は、選挙においても様々な策動や情報操作、官僚の抱き込みによる権限の濫用などの脱法的行動を試みる可能性が高い。しかしながら、政権獲得そのものは通常の合法的な選挙を経て実現するにしても、ひとたび成立した「議会における多数派」を利用して、違法な「非立憲立法」を行い得る。それによって、現行の憲法体制の一部を実質的に変更するのである。

社会科学が“現在進行中の社会現象”の分析を十分に行えない理由として、「データ不足」の場合もあれば、「分析概念の不備もしくは不足」といった場合もある。これまでになかった新しい政治現象が現れた場合、社会科学には、単なる比喻やアナロジー的表現を越えて、その現象を“どのような名称で概念化するか”が求められる。

筆者としては、本論文における「リーガル・クー」の概念については、理念型的な仮説概念として明瞭であり、9・17 安保法制強行採決への適用も妥当であると考えている。「策動クー」概念については、法律家や政治学者の間でさらなる議論が必要であろう。また、本稿で述べたような「策動クー」概念を理念型として提案することが可能だとしても、安倍政権による2014年12月総選挙と2017年10月総選挙が、この理念型にどれほど当てはまるかは、別のさらなる議論が必要であろう。本論文における概念化や議論がどれだけ妥当なものであるか、社会科学の専門家による今後の検討を期待したい。今後の課題として、歴史家の研究を含めた詳しい実証研究による検証も必要であろう。その両方が望まれる。

注

- (1) スティーブン・レピツキー、ダニエル・ジブラット (2018)、19 頁、22 頁、26 頁。
- (2) 東京新聞、2015 年 10 月 12 日、朝刊 1 面。
- (3) 石川健治「集団的自衛権というホトトギスの卵―「非立憲」政権によるクーデターが起きた」『世界』岩波書店、2015 年 8 月号、61 頁。
- (4) 小林正弥「安保法案で「良識」が問われる参議院―主権者は「クーデター」を失敗させられるか?」、WebRonza、2015 年 7 月 28 日。
- (5) 朝日新聞、2015 年 8 月 2 日、朝刊 2 面。
- (6) 樋口陽一・小林節 (2016)、213 頁。
- (7) 尾鍋輝彦 (1964)、4 - 6 頁。
- (8) 日本語の「違法」に対して、英語では同じく「違法」といっても、“実定法の条文に反する”という意味での「illegal」と、“法の趣旨に反する”という意味での「unlawful」という二つの言葉がある。実際の裁判では、常にこの二つの関係が問題になる。“何をもちて違法とするか”は、裁判の過程での議論を通じて明らかにされていくのである。
- (9) 例えば、ニュース番組「報道ステーション」が、2015 年 6 月に『憲法判例百選』の執筆者 198 人にたいして行ったアンケートでは、151 人から回答があった。「憲法に違反する」という回答が 132 人 (87.4%)、「憲法違反の疑いがある」が 12 人 (9.0%)、「憲法違反の疑いはない」は 4 人 (2.6%) にすぎない。
2015 年 7 月 23 日に放映された NHK の「クローズアップ現代」でも、次の調査が報告された。集団的自衛権の行使について、NHK が 1146 人の法学者にアンケートを行い、422 人から回答を得た。そのうち、「違憲」および「違憲の疑い」があると答えた人は 377 人で 89.3%、「合憲」と答えた人は 28 人で 6.6%である。
- (10) 猪口孝ほか編集 (2000) 『政治学事典』弘文堂、260 頁。
- (11) 前掲、尾鍋 (1964)、140 頁。
- (12) 長谷部恭男・石田勇次治 (2017)、48 頁。
- (13) 石川健治、前掲、「集団的自衛権というホトトギスの卵…」、60 頁、61 頁。
- (14) 石川健治 (2015)、72 頁
- (15) 藤田宙靖 (2016)、14-15 頁。
- (16) 同前、4 頁。
- (17) インターネット・フリー百科事典ウィキペディア「アリエル・シャロン」(2019 年 9 月 1 日参照) を参考にした記述。2000 ~ 2001 年にかけてのシャロンの行動をめぐる状況については、キマーリング (2004) が pp. 147-157 で詳しく述べている。
- (18) 憲法第五十三条は、「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」と規定している。安倍政権は、憲法には「いつまで」という期間が明示されていない」という理由で、2015 年 10 月と 2017 年 6 月の野党臨時国会召集要求を 2 回も無視した。ちなみに、これについても違憲裁判が起こされている。
- (19) 安倍首相は、2015 年 4 月 29 日にアメリカ連邦議会上下両院合同会議で演説を行い、自衛隊の役割の拡大を含む安保法制に関して、「日本は、世界の平和と安定のため、これまで以上に責任を

果たしていく。そう決意しています。そのために必要な法案の成立を、この夏までに、必ず実現します」と述べている。(首相官邸ホームページ、「平成 27 年 4 月 29 日 米国連邦議会上下両院合同会議における安倍内閣総理大臣演説」)

- (20) インターネット・フリー百科事典ウィキペディア「李承晩」参照。(2019 年 9 月 1 日参照)
- (21) 高山佳奈子「安全保障関連法案に反対する学者の会」(2015 年 7 月 20 日、学士会館)での記者会見発言。
- (22) 樋口陽一・小林節 (2016)、213 頁。
- (23) 安保法制の経過と戦前の天皇機関説 / 国体明徴声明問題の経過の類似性は、石川健治や樋口陽一、小林節、山崎雅弘以外にも、「集団的自衛権問題研究会」などによってもすでに指摘されている。「安全保障法制の焦点 3」『世界』岩波書店、2015 年 8 月号、77-78 頁を参照せよ。
- (24) 山崎雅弘 (2017)、228 頁。
- (25) 玉沢光三郎 (1939)、75 頁。一部の漢字・仮名を現代仮名遣いに変えてある。
- (26) 三谷太郎 (1997)、254-256 頁。
- (27) 増田知子 (1999)、294 頁。
- (28) 今井清一 (1974)、198 頁。
- (29) 同前、今井、206 頁

参考文献

- 石川健治 (2015), 「環境権「加憲」という罫, 樋口陽一・山口二郎編 (2015), 『安倍流改憲に NO を!』岩波書店, 63-82頁.
- 石田勇治 (2015), 『ヒトラーとナチ・ドイツ』講談社.
- 今井清一 (1974), 朝日ジャーナル編『昭和史の瞬間 上』朝日新聞社, 198-206頁.
- 浦田一郎 (2016), 『集団的自衛権限定容認とは何か』日本評論社.
- 奥平康弘・山口二郎編 (2014), 『集団的自衛権の何が問題か』岩波書店.
- 尾鍋輝彦 (1964), 『クーデター』中央公論社.
- キマーリング、パールフ (2004), 『ポリティサイドーアリエル・シャロンの対パレスチナ人戦争』柘植書房新社.
- 木村草太 (2015), 『集団的自衛権はなぜ違憲なのか』晶文社.
- Goldstone, Jack A. ed. (1994), *Revolutions: Theoretical, Comparative, and Historical Studies*. Forth Worth: Harcourt Brace College Oublisjers.
- 磯川全次 (2017), 『「ナチス憲法」一問一答』同時代社.
- 小西洋之 (2015), 『私たちの平和憲法と解釈壊憲のからくり』八月書店.
- 小林節・佐高信 (2015), 『安倍「壊憲」を撃つ』平凡社.
- 坂田雅裕 (2016), 『憲法9条と安保法制』有斐閣.
- 塩津徹 (2003), 『現代ドイツ憲法史: ワイマール憲法からボン基本法へ』成文堂.
- Skocpol, Theda (1979), *State and Social Revolution*. Cambridge: Cambridge University Press.

- , 牟田和恵監訳 (2001), 『現代社会革命論：比較歴史社会学の理論と方法』岩波書店.
- 菅谷幸浩 (2016), 「帝人事件から国体明徴まで」, 筒井清忠編『昭和史講義2』筑摩書房, 115-130頁.
- 高橋進 (1974), 『イタリア・ファシズム体制の思想と構造』法律文化社.
- 玉沢光三郎 (1939), 『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』(社会問題資料研究会編, 復刻版, 1975), 東洋文化社.
- 仲宗根勇 (2015), 『聞け! 沖縄の声』未来社.
- 長谷部泰男編 (2015), 『検証・安保法案 どこが憲法違反か』有斐閣.
- 長谷部泰男 (2016), 『安保法制から考える憲法と立憲主義・民主主義』有斐閣.
- 長谷部恭男・石田勇次治 (2017), 『ナチスの「手口」と緊急事態条項』集英社.
- 林健太郎 (1963), 『ワイマール共和国』中央公論社.
- 樋口陽一・小林節 (2016), 『「憲法改正」の真実』集英社.
- 樋口陽一・山口二郎編 (2015), 『安倍流改憲にNOを!』岩波書店.
- 藤沢道郎 (1987), 『ファシズムの誕生：ムッソリーニのローマ進軍』中央公論社.
- 藤田宙靖 (2016), 「覚え書き—集团的自衛権の行使容認を巡る違憲論議について」, 『自治研究』92巻2号, 3-29頁.
- ボルゲーゼS., 岡部史郎訳 (1969), 『イタリア憲法入門』有斐閣.
- マウ, H., H.クラウスニック, 内山敏訳 (1961), 『ナチスの時代—ドイツ現代史』岩波書店.
- マラパルテ, クルツィオ, 手塚和彰・鈴木純訳 (2015), 『クーデターの技術』中央公論新社.
- 増田知子 (1999), 『天皇制と国家』青木書店.
- 丸山重威 (2015), 『安倍壊憲クーデターとメディア支配』あけび書房.
- 三浦一郎・小倉芳彦・樺山紘一監修 (1983), 『世界を変えた戦争・革命・反乱』自由国民社.
- 三谷太一郎 (1997), 『近代日本の戦争と政治』岩波書店.
- 宮沢俊義 (1970), 『天皇機関説事件—史料は語る』上下, 有斐閣.
- 山崎雅弘 (2017), 『「天皇機関説」事件』集英社.
- ルトワック, エドワルド, 遠藤浩訳 (1970), 『クーデター入門』徳間書店.
- スティープン・レビツキー, ダニエル・ジブラット, 濱野大道訳, 池上彰解説 (2018), 『民主主義の死に方—二極化する政治が招く独裁への道』新潮社.

**Examination of “Forced Passage of the Collective Defense Bill”
from a Viewpoint of Comparative Politics
-Suggestion of “Legal Coup Concept” as
an Ideal-type Hypothetical Concept-**

<Summary>

Norio Naka (Research Fellow of SSRI)

Recently, books such as *How Democracies Die* suggested that even countries with formal democratic institutions experience decay or disfunction in their democratic processes. Recent Japanese political incidents appeared to confirm such observation.

The “forced passage of the collective defense bill” of 2015 is one of the most controversial issues in recent Japan. Although many scholars specialized in constitution studies asserted that the collective defense bill was unconstitutional, the governing party forced the approval of the bill in the national Diet.

The purposes of this paper are threefold. Firstly, the processes of passing the collective defense bill will be examined. Secondly, illegal political processes such as revolution and coup d’état, and the approval of the collective defense bill will be compared. Thirdly, the ideal types of illegal political process will be constructed. In order to analyze and understand the processes of the approval of the collective defense bill, concepts (and terms) such as “maneuver coup” and “legal coup” as an ideal type of hypothetical terms will be suggested.

The appropriateness of concepts (and terms) such as “maneuver coup” and “legal coup” need to be further examined by positive case study research.